



かなり以前に、このコーナーで米国のAFCP2.0という制度が紹介されていました。この制度は期限付きの試行制度であったと記憶していますが、現在でも利用可能なのでしょうか。



(熊本県 K. M)



1. はじめに

AFCP2.0については、2013年11月号で紹介されていましたが、相当の年月が経過しましたので、最新の状況について紹介します（申請後の流れについては、紙幅の都合により省略します）。

2. AFCP2.0とは

米国において最終拒絶理由通知を受けた後は、実質的なクレーム補正が不可能であって、意見書での主張が審査官に受け入れられない場合には、継続審査請求（RCE）をしないと特許許可を得られませんでした。

AFCP2.0は、最終拒絶理由通知後に、クレーム補正を伴う出願人の応答を条件付きで再度審査する制度です。

なお“AFCP”とは、“After Final Consideration Pilot”の略です。

3. 試行期間について

AFCP2.0は試行制度という位置づけであって、その前身のAFCPは2012年に開始されました。その後、改良版のAFCP2.0となってから試行期間が延長され続け、現在も利用が可能となっています。

米国特許商標庁の発表によると、現在の試行期間の期限は2018年9月30日です。

4. AFCP2.0利用のメリット

AFCP2.0の利用によって、継続審査請求をすることなく特許許可を得られる可能性があります。

また、AFCP2.0の申請費用は無料なので、官庁費用に関しては節約が可能です。

なお、最終拒絶理由通知後のインタビューにつき、審査官は受容義務がありません。しかし、AFCP2.0を利用すると、審査官が拒絶理由維持の心証である場合にはインタビュー（電話によるもの）される決まりになっています。このインタビューをうまく利用して、特許許可に向けて審査官を「説得」できる可能性があります。

5. AFCP2.0利用のデメリット

AFCP2.0において、クレーム補正案および出願人意見に対する審査官の検討時間は3時間しかありません。このため、審査官による先行技術調査が再度必要になるような大きなクレーム補正を行う場合、AFCP2.0は適しま

せん。この場合は継続審査請求が適しています。

6. AFCP2.0の実効性

米国Juristat社の調べでは、2014年以降に申請された12万件以上のAFCP2.0を分析したところ、特許許可となったのは25.42%、アドバイザリー通知となったのが70.30%、新たな拒絶理由通知または出願放棄となったのが4.28%であったとのこと（出典：<https://blog.juristat.com/2017/7/12/do-afcp-20-requests-actually-work>）。

この25.42%という特許許可率は、なかなか悩ましい数字です。筆者がAFCP2.0を効果的なものと捉えるべきか否か現地代理人等の米国実務に通じている人に聞いてみても、人によって答えが違い「賛否両論」というところでした。

しかし、継続審査請求は特に2回目以降の官庁費用が高額になりますし、筆者もAFCP2.0を申請して特許許可を得ることができた経験がありますので、前述のメリットとデメリットを比較考量したうえで、上手に利用していく価値は十分にあると考えます。